

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目		内 容	
1	発生時期・場所		令和7年2月17日 午後3時30分頃 [REDACTED]	
	事故の概要		積雪によりスリップした公用車による門柱破損事故	
	相 手 方		[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類		人 身	物 損 (門柱)
	被害総額・市の過失割合		—	286,000円・100分の100
	賠 償 金		—	286,000円
	内 訳	保 険 金	—	286,000円
		一般財源	—	0円
専決年月日		令和7年7月4日 地方自治法第180条第1項		
2	発生時期・場所		令和7年6月4日 午前8時00分頃 高山市片野町6丁目400番地 (山王小学校駐車場内)	
	事故の概要		転倒により運搬用の一輪車が接触したことによる車両破損事故	
	相 手 方		[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類		人 身	物 損 (右フロントフェンダー)
	被害総額・市の過失割合		—	39,600円・100分の100
	賠 償 金		—	39,600円
	内 訳	保 険 金	—	39,600円
		一般財源	—	0円
専決年月日		令和7年8月8日 地方自治法第180条第1項		